

危険等発生時対処要領

松戸市立中部小学校

I 不審者侵入対応

松戸市立中部小学校
安全指導部

1 学校における不審者侵入に関わる防犯対策

【第1段階】校門（中部小学校の門は3箇所）

	正門	裏門
活用状況	・児童の登下校 ・来校者 ・職員駐車場出入口 ・配達業者出入口 ・緊急車両出入口	・児童の登下校 ・来校者 ・来校者用駐車場出入口 ・配達業者出入口 ・緊急車両出入口
来校者向け案内表示	・「ご用のない方の無断での校内への立ち入りを禁じます 学校長」を全ての門に掲示 ・「来校者の方は職員玄関から入り、事務室へお越してください」を正門に掲示	
閉門・施錠管理	・8時30分ごろ閉門 ・閉門時は門のストッパーをセットする ・児童下校時間帯のみ開門	・8時30分ごろ閉門 ・児童下校時間帯のみ開門
防犯カメラ設置	・防犯カメラ映像は事務室画面にて管理	

【第2段階】校門から校舎への入り口まで

- 来校者は必ず事務室で受付を行う。
- 来校者は、校門から事務室まで「➡」等の案内に沿って行く。
- 昇降口は、登下校時間帯以外は原則閉扉する。
- 各昇降口の扉に「来校者は事務室へお回りください」を掲示して動線を一本化できるように注意喚起する。

★受付までの死角（対応）★

- ・昇降口から入ろうとしている来校者には、必ず事務室を通るように声をかける。

【第3段階】校舎への入り口

- 来校者は事務室で必ず来校者記入簿に来校目等記入してもらい、用件が済んだら必ず事務室へ戻ることを伝える。
- 来校者へ受付で名札を渡し、必ず見えるように首から下げてもらおう。
- ※保護者には、PTAの保護者ネームプレートを持参し、必ず見えるように首から下げてもらおう。
- 来校者は用件が済んだら必ず事務室へ寄り、来校者記入簿の完了時刻を記入してもらおう。

2 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応

① 発見、避難の指示、防御

- ・声かけ（人権に配慮）等により、不審者として認識
- ・職員室等へ連絡
- ・不審者周辺の児童の避難
（不審者から離し、隣の教室等へ避難させる。）
- ・近くの教職員への応援要請（ホイッスル・大声・防犯ブザー・児童に指示）
- ・可能な限りの防御
（机や椅子等を使って、応援が駆けつけるまでの時間を確保）
（警察が中部小到着までにかかる最短時間 10 分）

【連絡手段】

- ・付近の職員からの連絡
- ・内線（・ヘルプカード）

【その他の手段】

- ・火災報知設備 など

② 校内放送、警察や消防への通報

- ・校内放送（不審者の侵入場所を知らせる放送）

「校長室の鍵をもっている人は、〇年〇組（不審者侵入場所）に持ってきてください。」

- 同じ階にいる職員、男性職員など複数で、防御用の道具を持ち現場へ駆けつけ、警察が到着するまでの時間を確保する。
- 他の職員は、安全な避難ルートと避難場所の確保にあたる。
- 避難場所（体育館）では、人員確認後、入り口等を職員が巡回、安全の確保に努める。

- ・110 番通報

【例】「中部小学校です。刃物をもった男が教室に乱入し、けが人が数名います。至急出動をお願いします。」

- ・119 番通報

【例】「中部小学校です。刃物をもった男が教室へ乱入し、児童〇人が刺され、多量に出血しています。至急救急車をお願いします。」

- 救急車到着までの間、応急処置を施す。
- 救急車で病院に児童を搬送する場合は、職員が付き添う。

《 緊急時における役割分担 》

校長・教頭	陣頭指揮、警察、報道関係への対応、教育委員会への報告、被害児童への家庭訪問
教務主任	保護者への連絡、PTA等の関係者への連絡
学年主任・担任	避難誘導、安全確認、保護者への引き渡し、被害児童への家庭訪問
安全指導主任	避難誘導、安全確認、
養護教諭	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡
事務職員等	電話対応、各種連絡等

③ 不審者の行動

【不審者が校外へ退去した場合】

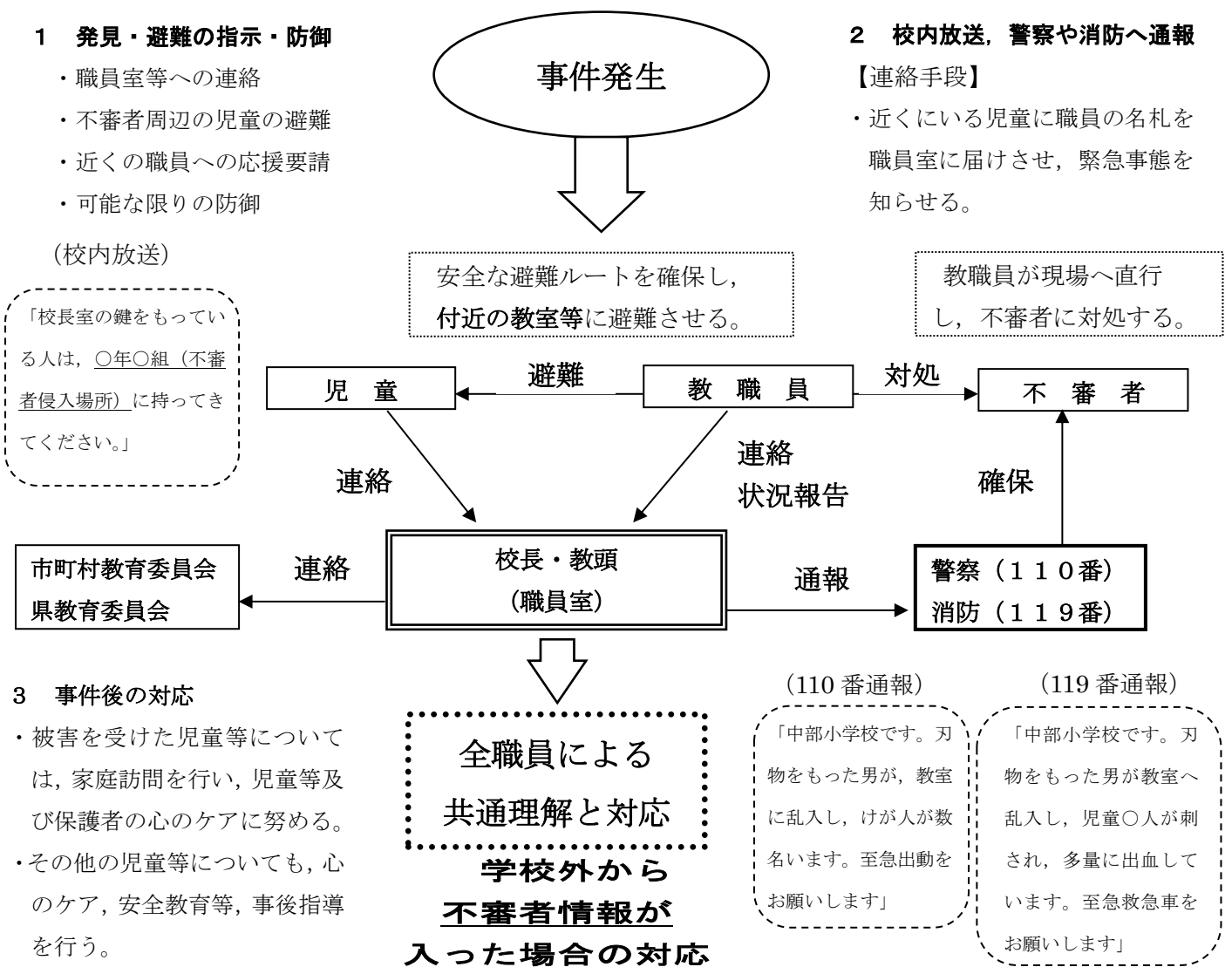
- ・校内放送で不審者が校外へ退去、または警察により身柄を確保されたことを伝える。

- ・全職員に状況を説明。
- ・教育委員会に連絡。
- ・不審者が校外へ逃走した場合は、緊急連絡網で保護者に連絡し、下校時の安全を確保する。

④ 事件後の対応

- ・速やかに教育委員会と協議の上、保護者会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校方針を示す。
- ・必要に応じて、警察、保護者及び地域の関係者へ巡回を要請する。
- ・カウンセラーの要請等を検討する。
 - 被害を受けた児童の所へ、家庭訪問を行い、児童と保護者の心のケアに努める。
 - その他の児童に関しても、心のケア・安全教育等事後指導を行う。

学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応の流れ



① 不審者情報のキャッチ

『〇〇地区で、刃物のようなものを持った男がうろついているのが目撃された』

保護者 地域の住民 子ども 他の学校 警察 市町村教育委員会 等より、情報をキャッチ。

② 情報の確認

- ・警察以外からの情報については、警察に真偽を確認するとともに、正しい情報の詳細を確認
 - ・警察，市町村教育委員会，他の学校と連携し情報交換
 - ・防災無線を活用した市町村による広報活動
- ・正確な情報を把握し，デマに翻弄されないように注意する。

③ 学校の対応

【緊急対応事項】

- ・門扉の閉鎖・施錠，学校出入口の監視。
- ・校長等へ連絡。
- ・教職員の召集。
- ・学校内や校外周辺の巡視を行うと同時に，情報収集と状況判断。

<授業時間内>

- ・そのまま授業を行う。ただし，校外やグラウンドでの授業の場合，速やかに教室等安全な場所に誘導する。

<放課後・休業日>

- ・運動場等にいる児童を校内放送等により，体育館や教室等建物内に誘導する。

【協力要請】

- ・警察へ巡回要請。
- ・保護者，地域の関係者等へ通学路の安全確保について依頼する。
※緊急連絡網や防災無線等を活用。

【下校指導】

- ・児童等への状況説明をする。
- ・集団下校の指示・指導する。
(保護者が家庭に不在の児童は，学校に留め置き安全を確保する)
※職員，保護者及び地域の関係者と連携し，通学路の安全を確保する。

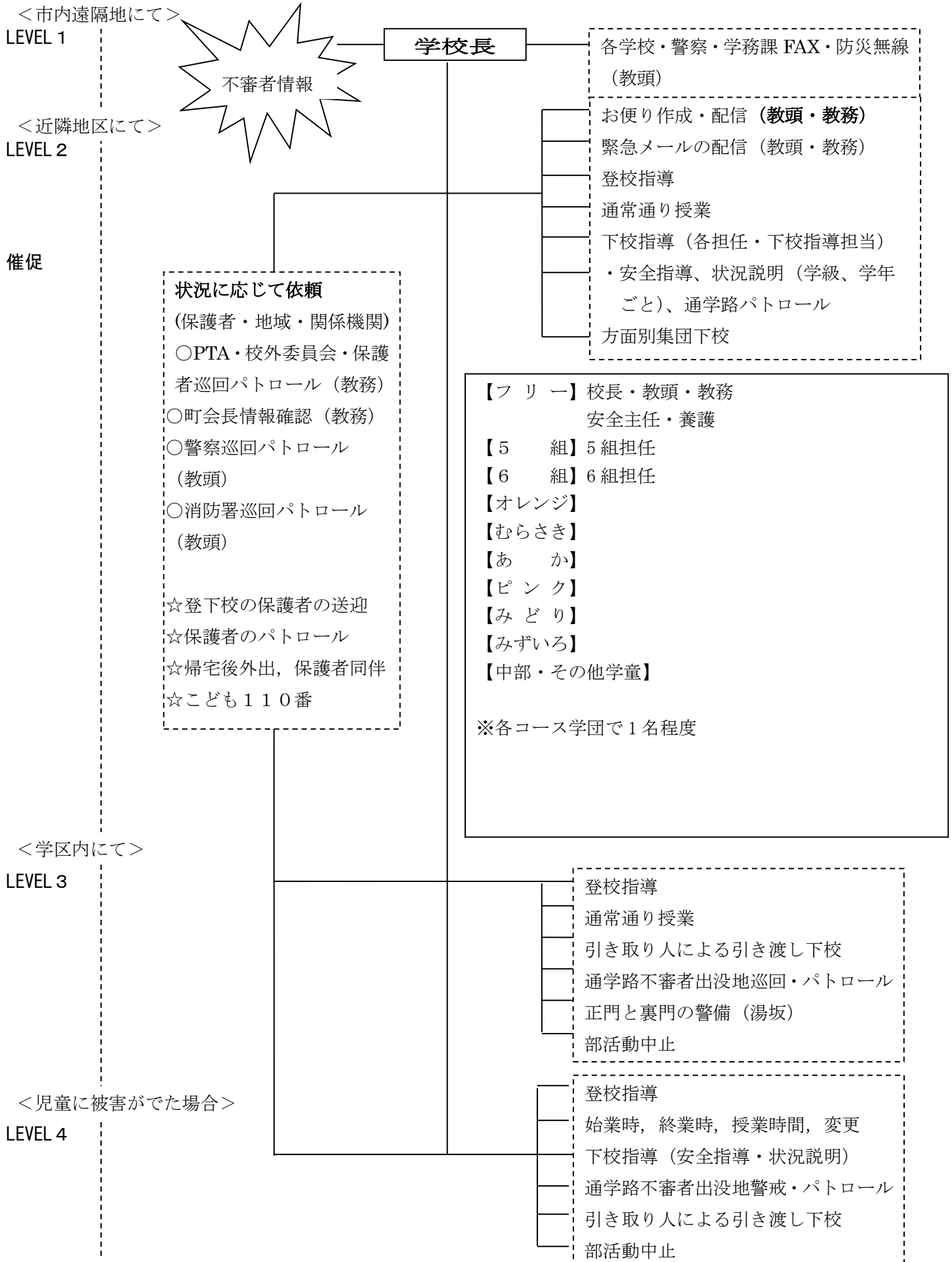
④ 以後の対応の検討

- ・警察等からの情報収集と状況判断。
- ・安全確保が困難な場合，休業について教育委員会と協議。

【保護者への連絡】

- ・警察や教育委員会の指導のもと，翌日の対応策について検討し，速やかに決定する。
- ・決定内容を学級連絡網等により各家庭に連絡し，地域の関係者にも協力を要請する。

組 織 図



Ⅱ 学校防災に関する計画

松戸市立中部小学校
安全指導部

1 学校防災について

(1) 目的

- ①児童の生命を守り、災害を未然に防ぐため、組織及び管理の系統を明らかにし、防火管理徹底を期す。
- ②緊急災害の発生に機敏に対応できるように定期的に訓練を行い、人的・物的被害を最小限に食い止める。

(2) 学校防災計画の内容

学校防災計画の内容は、大きく分けると ①日頃における準備 ②災害発生時の対応の項目に分けられる。具体的に分類すると、下記のとおり7項目の内容である。

①日頃における準備

- ア 防災体制に関すること
 - ・防災組織（教職員の役割分担を明確にする）
 - ・教職員の参集計画（勤務時間外及び休日等の発災を想定）
- イ 施設・設備等の安全点検に関すること
 - ・点検の実施方法
 - ・点検場所及び責任者一覧
 - ・防災設備等の点検
 - ・避難経路及び避難場所の点検
- ウ 防災教育に関すること
 - ・防災教育年間指導計画
 - ・避難訓練指導計画

②災害発生時の対応

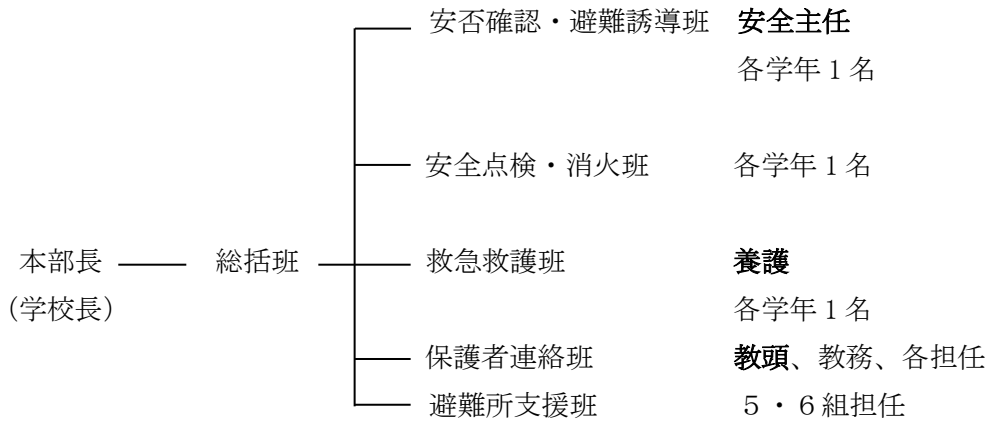
- ア 避難誘導に関すること
 - ・避難経路及び避難場所
 - ・安否の確認及び報告
- イ 緊急連絡体制
 - ・教職員間の連絡 ・保護者への連絡
 - ・関係機関への連絡、通報
- ウ 児童の安全確保
 - ・保護者への引き渡し
 - ・一時保護のあり方
- エ 学校が避難場所となった場合の対応
 - ・施設開放への手順 ・教職員の支援体制

2 学校防災体制

(1) 防災体制の確立

災害発生時には、安全のための防護及び避難誘導に総力をあげ、児童の安全確保を最優先しなければならない。このため、日頃から全職員が防災計画について十分な共通理解を図り、各自の役割分担について認識しておく必要がある。大規模災害発生の時、その被害状況をふまえて、校長の判断で「学校災害対策本部」を設置する。あらかじめ各班の構成メンバー、班長を決めておき、各自の役割分担について周知徹底を図り、緊急時事に備える。

① 「学校災害対策本部」の組織例



② 役割分担

担当業務	業務内容
総括班	校長、教頭、学年主任、安全主任で構成する。被害状況の把握に努める。松戸市災害対策本部および教育委員会と連絡を密にする。被害状況に応じて、次の避難所への避難、応急対策の決定を行い、児童など教職員の安全を確保し、収容避難場所の運営のために必要な業務に関して、避難所支援班をはじめ各班と連絡調整を図る。
安否確認・避難誘導班	児童及び教職員の安否を確認し、総括班に報告する。負傷者の有無など被害状況により、避難の必要があるかどうかを判断し避難誘導する。児童の安全は各担任が確認する。救急救護班と密接な連携を図りながら行動する。
安全点検・消化班	校内や近隣を巡視し、被害状況を点検し、安全確認をするとともに、次の避難場所及び避難経路を確保する。出火防止に努め、火災が発生したときには、初期消火活動を行う。二次災害危険防止に努める。
救急救護	養護教諭を中心に組織し、負傷者の救出・救命にあたる。具体的には、①救急用品の搬出、救助の設置 ②負傷者の応急手当 ③救急隊の要請及び医療機関に対する受け入れ要請、治療状況の確認等を行う。
保護者連絡班	児童の保護者への引き渡しを安全確実に実施する。
避難所支援班	児童が在校中は、児童の安全を図り、収容避難所として機能するよう収容所の開放設営の準備をする。

(2) 家庭・関係機関との連携

市当局や教育委員会と学校は連携を密にして、平素から管理体制を整えておくことが大切である。松戸市では「松戸地域防災計画」が策定されているので、当然のことながら学校もその管理下に入り、災害が発生した場合にはその指揮下に入る。学校は、災害時において、教育機能回復等に必要な情報のみならず、地域の被災状況、救援・救護の情報、被災者の安否情報についても受発信できるような情報連絡体制を確立しておくことが大切である。

(3) 児童の防災意識の啓発

学校における防災教育を考えると、学校は児童が集団で学習し、生活を営んでいる場であるということをもふまえ、災害時に児童の集団が安全に避難できるよう、日頃から避難訓練が大切である。

① 災害発生時の基本的な対処行動の習得

学校での避難訓練は、災害時に安全に避難できる態度や能力を体得し、防災教育の指導内容について、実践的に理解を深める場として極めて有効である。このため、地域や学校の実態に応じて、避難訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、実施方法等について計画を立て、年間を通じて計画的に実施することが必要である。

- ・頭の避難など第一次的安全確保・・・教室内・体育館・グラウンド等での行動の習得
- ・二次災害の防止・・・火気の始末・周囲の安全確認・校地周辺の地域環境の把握

② 多様な状況を想定した避難訓練

- ・多様な時間帯での訓練・・・授業中・休み時間中等
- ・教師不在の状況を想定した訓練
- ・被災状況を変化させた訓練・・・火災などの発生箇所を変えた訓練

③ 児童の引き渡し訓練

大震災の災害発生に伴い、児童のみでの下校が危険と判断された場合や「警戒宣言」の発令された場合には、児童を保護者へ引き渡すことが必要となる。引き渡し訓練を実施する上で、次のような点に留意することが大切である。

- ・実施に当たっては、児童には勿論のこと、保護者に対しても訓練の趣旨を十分に理解されるよう事前の準備を念入りに行い、徹底を図る。
- ・訓練により、親子等で一緒に下校する際に通学路における危険箇所を確認する。
- ・児童を保護者へ間違いなく引き渡すために「引き渡しカード」を作成して、活用する。
- ・家庭の事情により、訓練に保護者が参加できず、引き渡しができない児童については、学校で一時保護し、訓練終了後に地区ごとに担当教師が引率して、集団下校する。なお、非常時の際は、引き取り人が引き取りにくるまで、児童を学校で保護する。

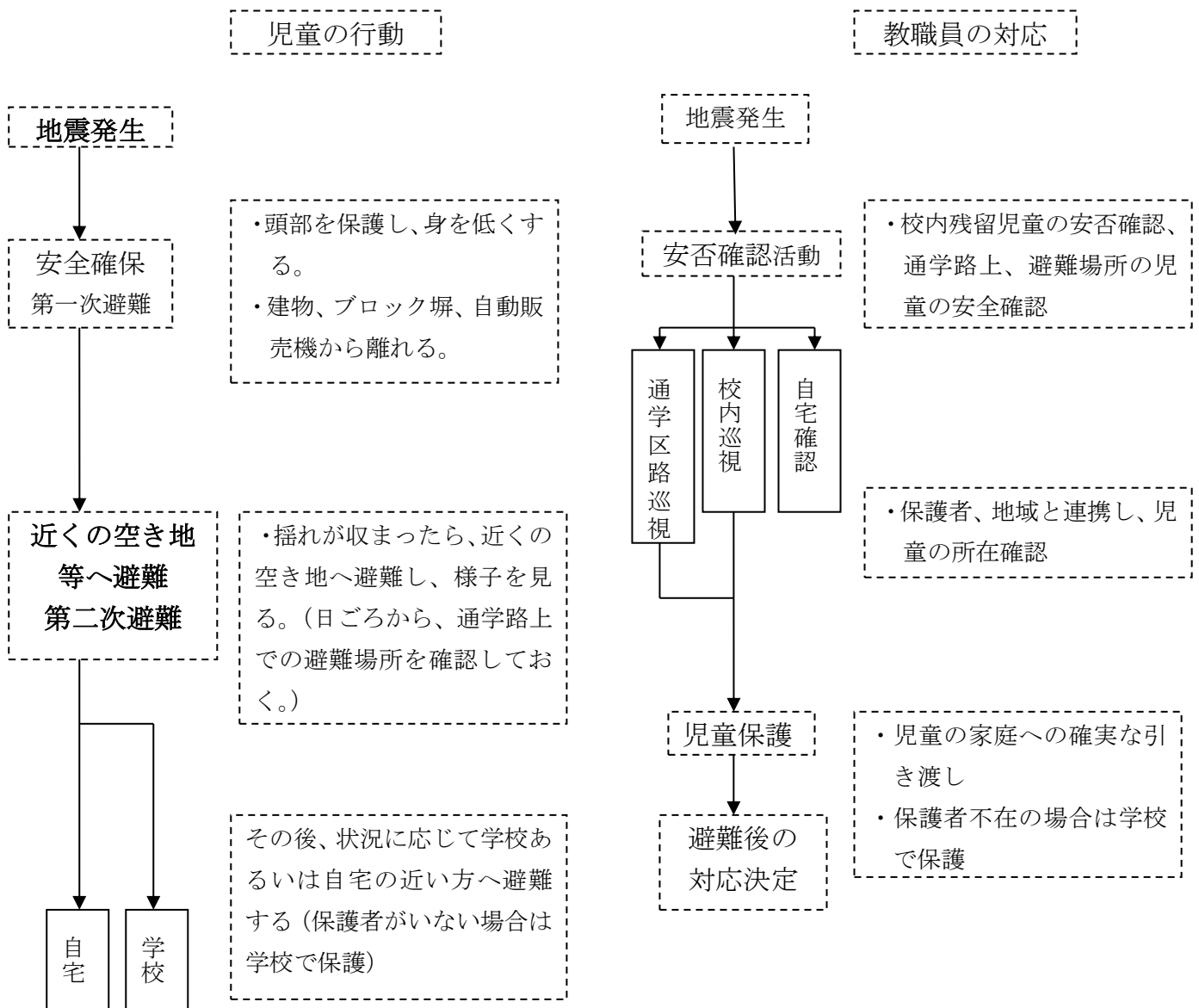
【実際に実施される時の判断基準】

下校方法	判断基準（めやす）
引き渡し下校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風などの自然災害が発生した時 ・ 震度5強以上の地震が発生した時 ・ 地震発生後、大きな余震が続いている時 ・ 交通機関が動いていない時 ・ 学区内、学区付近で傷害事件があり、犯人が捕まっていない時
集団下校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4程度の地震により通学路で倒木などの危険が生じる可能性がある時 ・ 学区内、学区付近で不審者情報があった時 ・ 学区内で停電により信号などに乱れがある時 ・ 台風などによる浸水、倒木などの可能性がある時

※ なお、学校長の判断によりそのときの状況に応じて変更になる。

3 地震に対する体制と対策

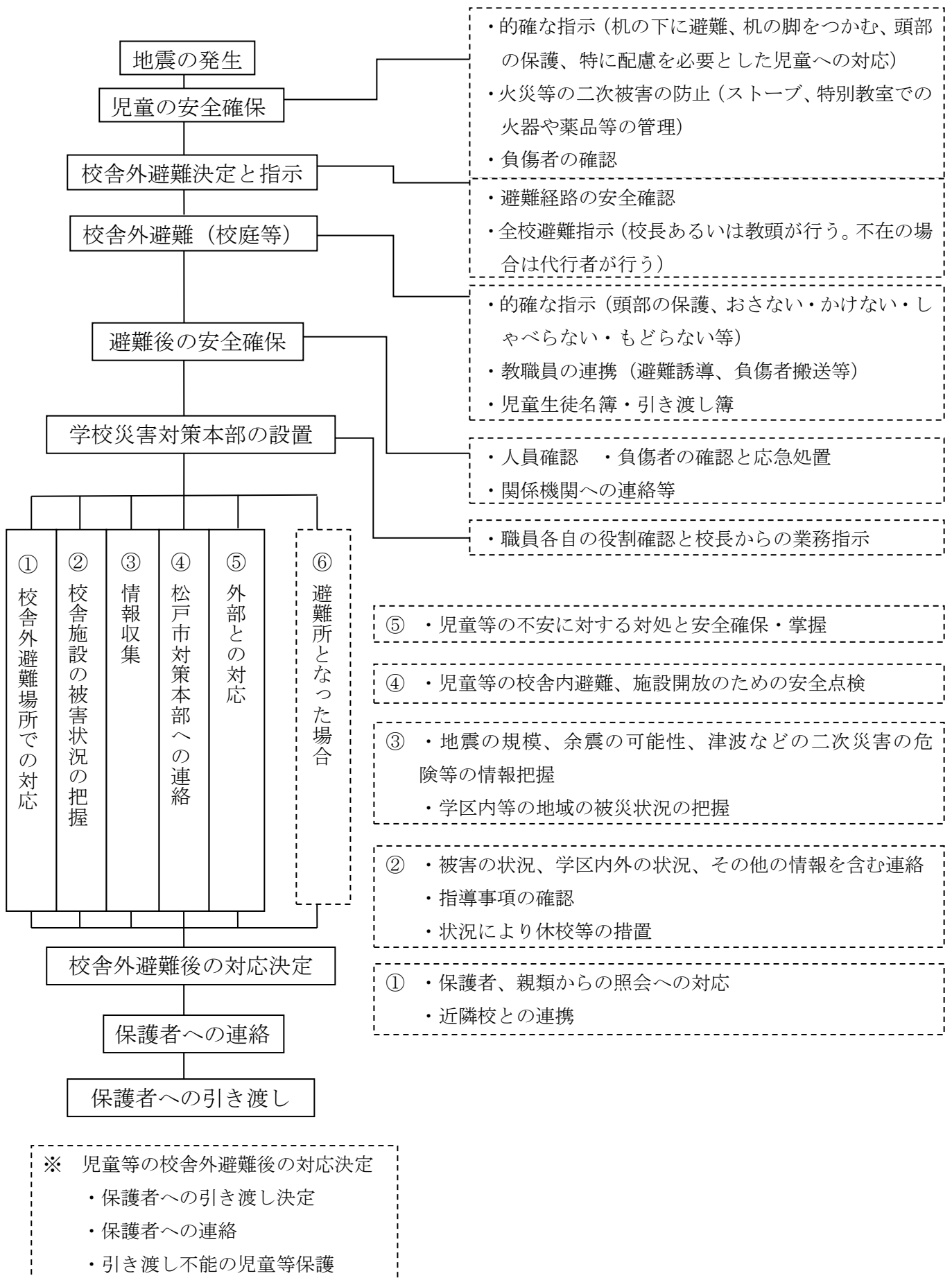
(1) 地震発生時の対応（登校・下校時）



登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。

(2) 地震発生時の対応 (学校内)



(3) 校舎内各場所における動き

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の 第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室の窓、出入り口を開け出口を確保する。 ○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ 防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ○ <u>・おさない・かけない・しゃべらない・もどらない・・・「お・か・し・も」の約束</u> ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。
教職員の 指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾などで頭を守らせる。 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ ストープ等の火気使用中の場合は、児童・生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○ 児童・生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】	
教職員の指示 と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○ 児童・生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館・校庭にいる時】	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設からすばやく離れ、中央部に集合し、身を低くすること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、走りまわったり、押し合ったりしないで、すばやく行動すること。 ○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くさせる。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

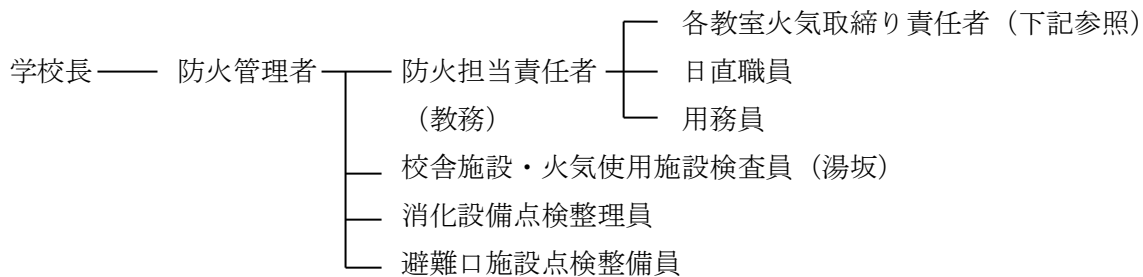
休み時間や放課後の部活動の時	
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。 ○ 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。 ○ 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○ 休憩時間等の児童・生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

4 火災に対する体制と対策

(1) 防火対策

- ① 常時防火対策として、校内諸施設利用中の火気・可燃物の取り扱いには、周到な準備、使用規定の遵守、使用後の点検を欠いてはならない。
- ② 火施設、避難口等、適正な管理に留意し、非常災害時における人的物的被害を最小限にとどめ、安全の確保に努める。
- ③ 舎施設の使用許可を行う場合、原則として火気使用を禁じ、貸与条件を文書にて確認する。
- ④ 学校職員による防火管理組織を定める。

【防火管理組織】



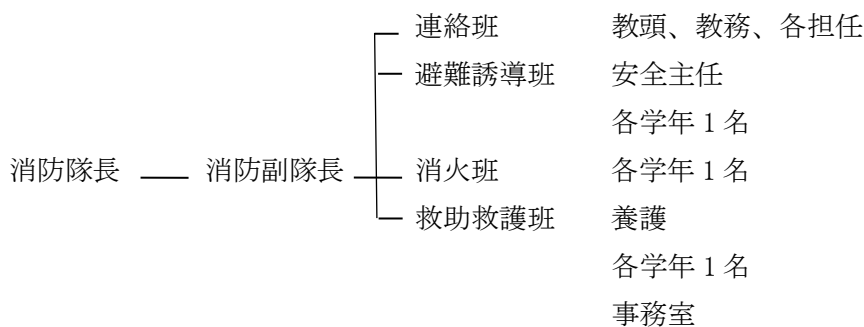
【各教室火気取締り責任者】

職員室：教頭	校長室：教頭	会議室：教務
事務室：事務主事	理科室：理科主任	言語室：言語学級担任
保健室：養護	5組：5組担任	6組：6組担任
難聴室：難聴学級担任	弱視室：弱視学級担任	算数ルーム：5年学年主任
印刷室：教頭	家庭科室：家庭科主任	図書室：図書委員会担当
児童会室：特別活動主任	図工室：図工主任	歴史の散歩道・資料室：社会主任
音楽室：音楽主任	研修室：研究主任	給食調理室：栄養教諭
体育館：体育主任	多目的1：3年学年主任	多目的2：6年学年主任
放送室：放送委員会担当	コミュニティー：ベルマーク委員会担当	各教室：各担任

- ⑤ 火気取締り責任者は、退勤時に担当箇所を巡視し、火気・電気・ガス栓・その他取締りの点検を行い、確認する。
- ⑥ 日直職員は巡視を行い、火気の確認・戸締まりの状況を点検し、保全に努める。また、各階当番職員は、各階の状況確認の上、巡視結果を規定の日志に記載する。
- ⑦ 部外者の校舎使用にあたって、特別な事由で火気の使用を許可する場合、日直職員が使用者と立会いの上、事後処理の点検をする。

(2) 消火・避難計画

①組織



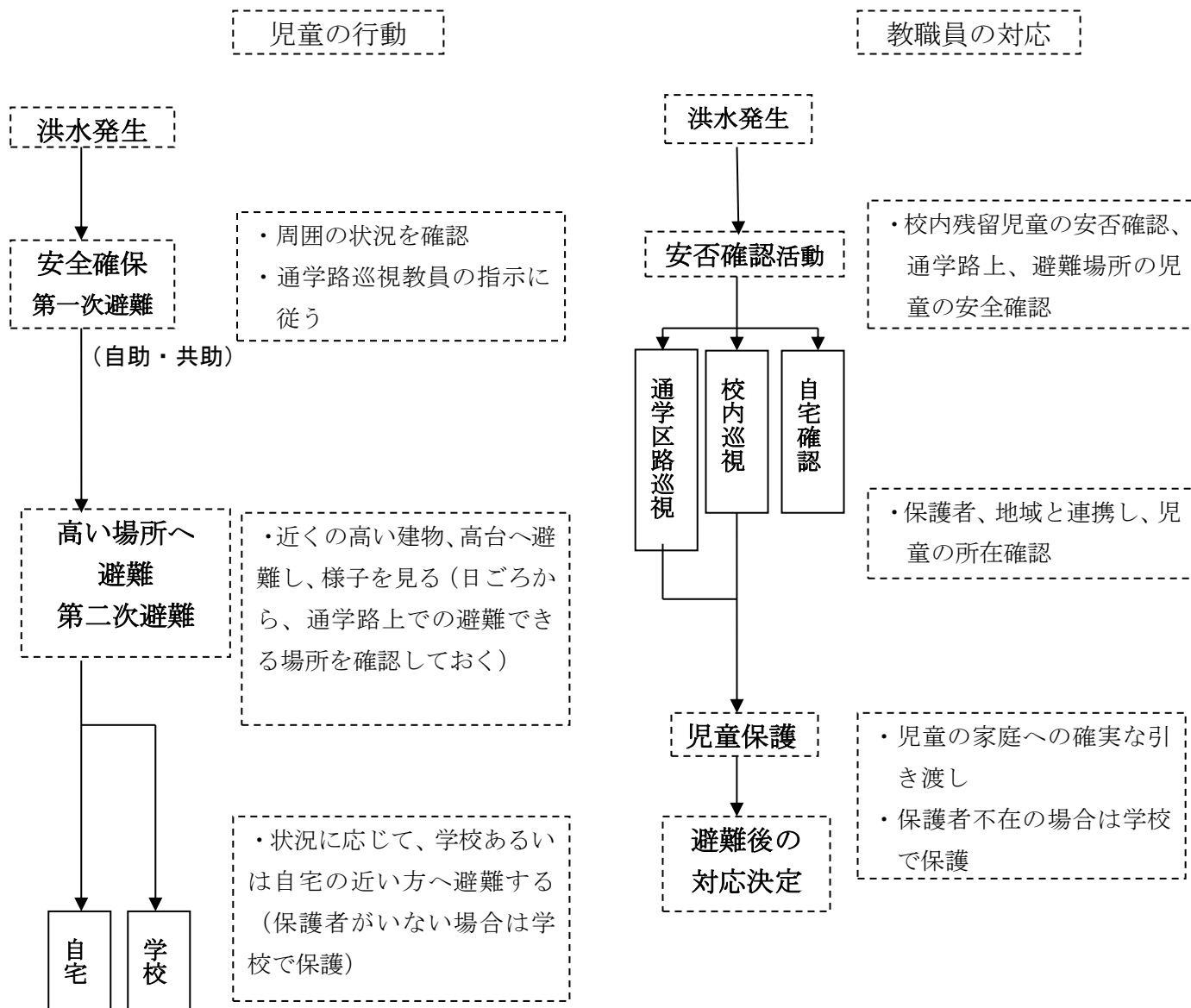
②運営【授業日の場合】

①通報	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び付近の火災を発見した場合、及び察知した者は、直ちに全員に知らせるとともに消防署(119番)及び学校長に急報する。 ・火災報知器のベルがなった時には、事務室の報知機により発生箇所を確かめた後、大声で出火場所を連呼する。または緊急放送を行う。 ・校内の火災現場付近にいた者は直ちに消火に協力し、状況に応じて児童の避難誘導にあたる。
②消火	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては児童の安全な避難を第一とし、余力のある時に消火にあたることを原則とする。ただし、小規模の火災で初期消火の重要性を考え、状況に応じて消火に努力する。 ・あらゆる消火用具(バケツ・消火器・砂・消火栓等)を使って初期消火に努力する。 ・下の消火扉は児童の避難後直ちに締めて延焼を防止する。 ・現場の混雑を整理し、事故のないように努める。 ・公的消防隊が到着した後は、その指示に従う。
③避難	<ul style="list-style-type: none"> ・学校火災において、児童の避難及び救護を最優先する。 ・時間的な余裕のある場合は窓を全部閉じ、カーテンを開き、燃えやすい物を整理し、火のある場合は完全に消火し、火気に十分注意し、防災頭巾をかぶり、直ちに避難させる。 ・学用品はもたず、上履きのまま避難させる。 ・教師不在の教室は、近くの教師が責任をもって児童の指揮にあたる。 ・避難にあたっては、手拭又はハンカチで口をおおう。また前の人を追い越さないように列を組んで行動させる。 ・避難経路は原則的に最寄りの階段を使用する。発火箇所等状況に応じて変わることは当然であり、この時は本部の指示に従う。 ・避難場所は校庭の図書館側とし、状況により江戸川堤に避難する。 ・避難場所に集合したら、直ちに児童名簿による呼名点呼を行い、事故の有無を学校長に報告する。 ・避難後の行動はすべて学校長の指示による。 ・本部は運動場におくことを原則とする。
④搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全な避難の見通しのついた時、搬出の任につく ・非常持ち出し品は、所定の位置に搬出し、監視員を置く。

【夜間及び休日の場合】・・・職員は、夜間及び休日に学校又は学校付近に火災発生連絡を受けた時は、至急出勤し、学校長の指揮のもと所定の業務につく。

5 洪水に対する体制と対策

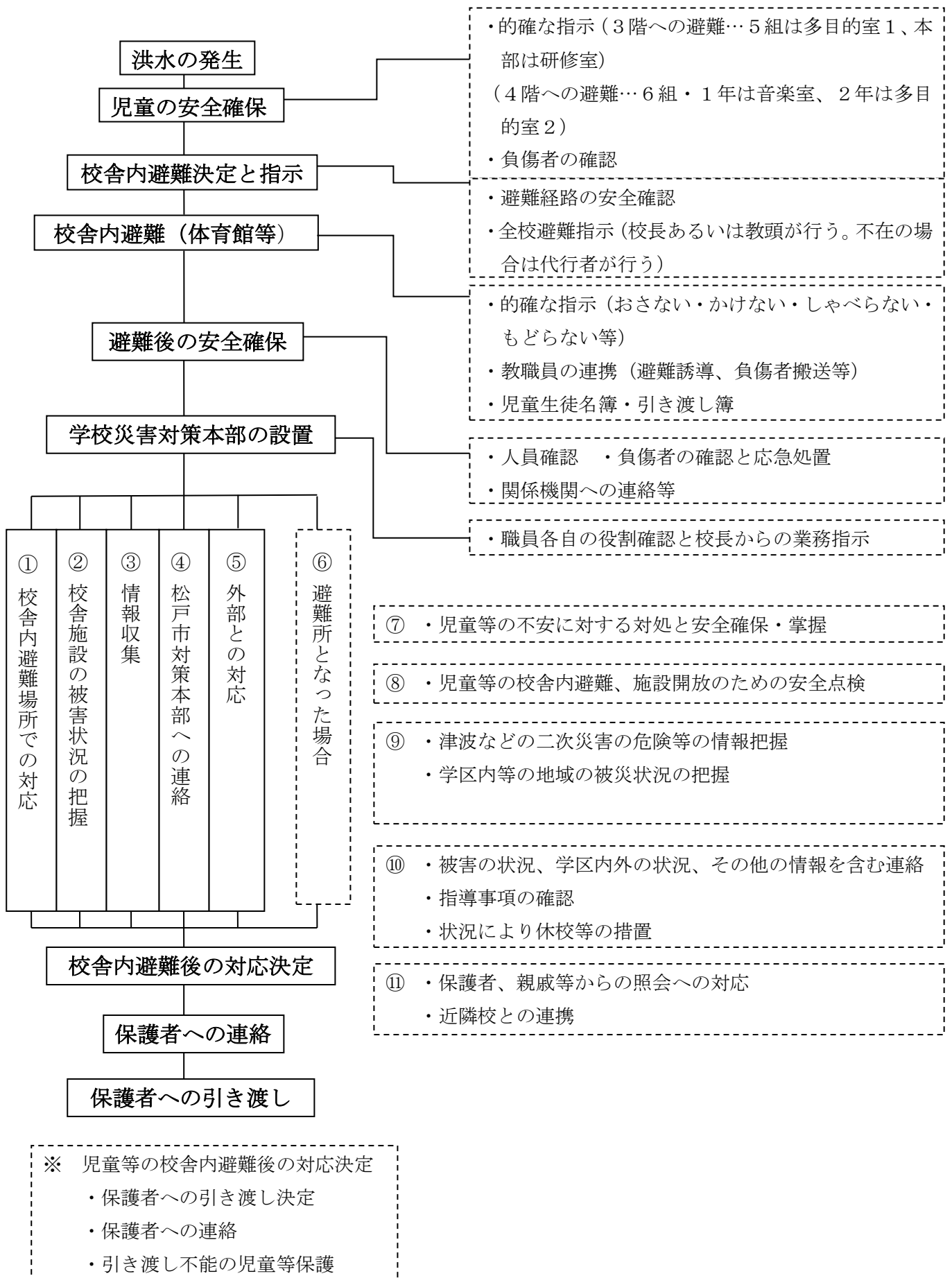
(1) 洪水発生への対応（登校・下校）



登校・下校時の行動

- 登校途中で洪水が発生した場合は、近くの高い建物、高台など安全な場所に避難する。水が引いたら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で洪水が発生した場合は、近くの高い建物、高台など安全な場所に避難する。水が引いたら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。

(2) 洪水発生時の対応 (学校内)



(3) 校舎内各場所における動き

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出入り口を開け出口を確保する。 ○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ○ <u>・おさない・かけない・しゃべらない・もどらない・・・「お・か・し・も」の約束</u> ○ 決められた場所に整列して集合すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため行動することの安全性を知らせる。 ○ 避難経路を知らせる。 ○ 児童・生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】	
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。

授業中【体育館・校庭にいる時】	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、入口に集合すること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、走りまわったり、押し合ったりしないで、すばやく行動すること。 ○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

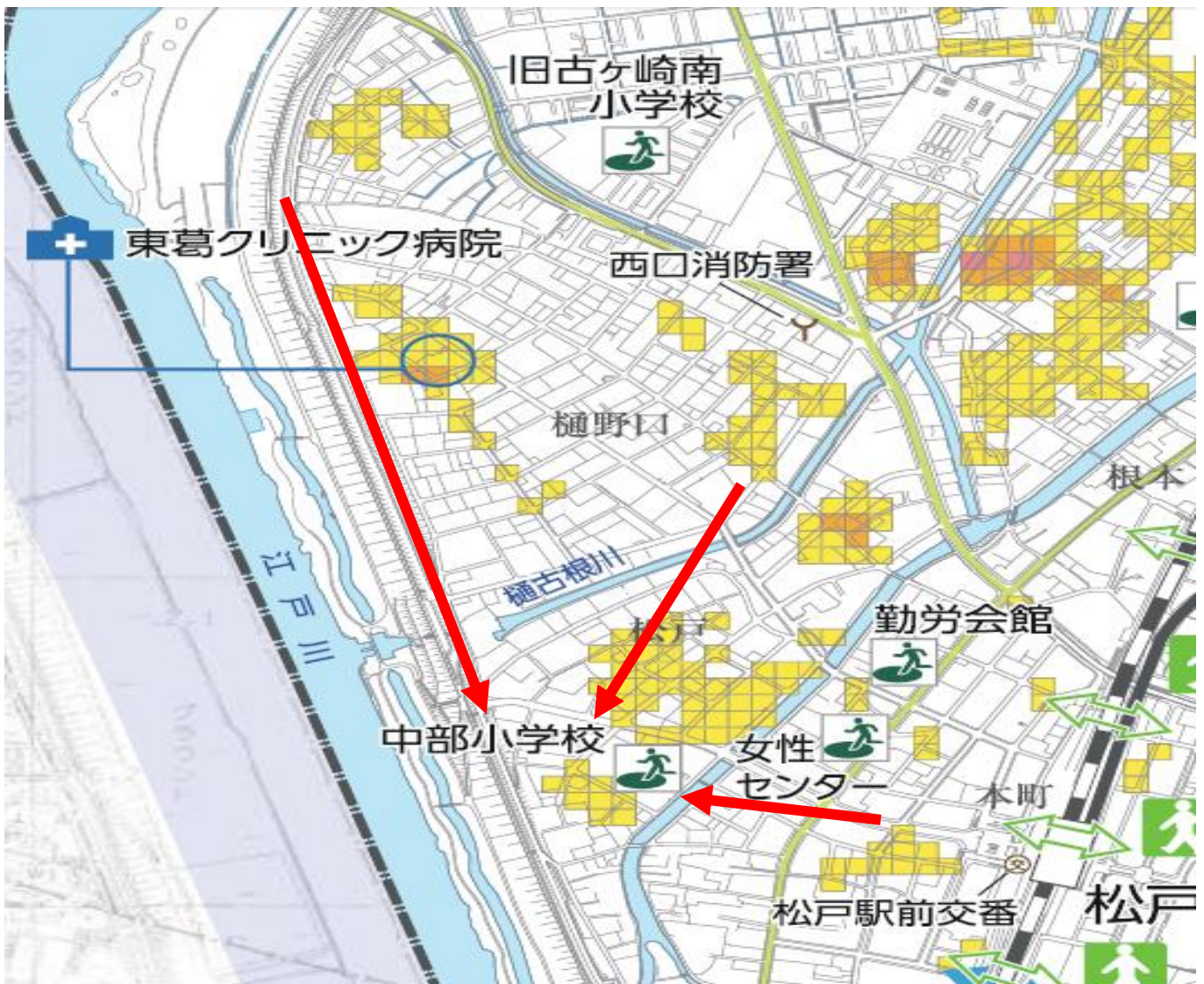
休み時間や放課後の部活動の時

教職員の指示
と行動

- 発災時の第一行動として、廊下や階段にいるときは近くの教室に入り、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 洪水の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の児童の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

(4) 避難誘導

① 避難経路図



② 避難誘導方法

- 原則は、徒歩とする。
- 先頭と最後尾に、誘導教員を配置する。

(5) 避難のために必要なもの

状況	必需品
第1次避難	ハザードマップ・児童名簿
情報収集	テレビ・ラジオ・無線・パソコン・電話・ファックス・携帯電話・懐中電灯・拡声器 ○気象庁「降水量・雷・台風」 ○バイオウェザーサービス「天気予報」 ○国土交通省「川の防災情報」 ○教育委員会 ○松戸市役所 ○近隣学校 ○各地区の防災担当者
第2次避難	引き渡し名簿・教室配置図・学区内安全マップ ○保護者にメール配信
学校内の避難	水・食料・毛布・扇風機（夏）・ストーブ（冬）
	簡易備蓄倉庫備蓄品（一覧表）
その他	タオル（雑巾）・トイレトペーパー・ゴミ袋・救急箱